

広報こうなん

'74・6

No. 76

編集・発行
大里郡江南村役場
TEL36-1521 ㊦360-01



暑さにまげず元気でいこう

強い日ざしとともに、夏がやってきます。
子供たちにとっては、楽しい夏休みのこと
で、胸がいっぱいでしょう。
しかし、楽しい反面、危険も待ちうけてい
ます。

お父さん、お母さん、子供たちが無事に夏
をすごせるよう気をつけてあげてください。

おもな内容

参議院選挙 七月七日
投票、翌日開票(2~3)
前回投票率、下から
四番目……(3)
議会だより……(4)
税のコーナー……(5)
建物を建てるときは
福祉年金について……(5)
保育所の開設……(6)
よいこの作品……(6)
まめ辞典……(7)
お知らせコーナー……(8)

7月7日投票 参議院議員通常選挙

翌日開票

投票の順序

- 一 投票日時 七月七日(日)午前七時から午後七時までの間
- 一 開票日 七月八日 午前七時
- 一 開票所 江南村役場会議室

投票のできる方は

- ① 昭和29年7月8日 以前に生まれた方で
- ② 昭和49年6月12日(基準日)までに引続いて三カ月以上江南村に住所があり
- ③ 江南村の住民基本台帳に昭和49年3月12日 以前から記録されている方です。

任期満了(七月七日)による、第十回参議院議員通常選挙は、次のとおり行なわれます。

今回改選される議席は、地方区七六、全国区五四、合計一三〇議席で、地方区の当選の改選は二議席です。

一 公示日 六月十四日

- (1) 住民票の写し、または
- (2) 引続いて江南村に住所を有する旨の証明書

を提示しなければなりません。該当の方は、(1)・(2)のいずれかの証明書を、住民課で作ってからの住所地の投票所へ行って投票してくださいませよう願います。

不在者投票制度

やむを得ない用事で投票日に不在になるため投票所に行けない人や、病気や出産などのため歩けない人は、投票日前に投票できる不在者投票の制度を活用して尊い一票を棄権しないようお願いいたします。

なお、不在者投票のできるおもな事由は

つぎのとおりです

- 1 投票日(7月7日)に本人の属する投票区の区域外で職務又は業務に従事である人
- 2 投票当日やむを得ない用務又は事故のため村外に旅行又は滞在中である人
- 3 投票当日疾病・負傷・出産予定等で歩行が著しく困難である人

不在者投票の手続き

- 一、江南村で不在者投票をする

村内の各投票所	
投票区	投票所
第1投票区	農業センター内(御正農協裏)(成沢)
第2投票区	江南北小学校体育館内(三本)
第3投票区	宝光寺内(板井)
第4投票区	江南南小体育館内(小江川)
第5投票区	坂上公民館内(成沢坂上)

場合。村の選挙事務局(役場総務課内)に㊦を持って出向き、投票当日、投票所で投票できない事由を申立て、その申立が真正であることを誓う宣誓書(用紙は選挙にあり)に記入押印してから指定の不在者投票所で投票してください。

二、江南村外(旅行又は滞在地)で不在者投票をする場合この方法で投票しようとする人は、旅行又は滞在地の選挙から江南村の選挙への送付日数を考えて急いで次の手続きをしてください。江南村の選挙に対して直接又は郵便によって投票当日、投票

票所で投票できない事由が真正であることを誓う宣誓書(選挙にあり㊦が必要)を提出して投票用紙と投票用封筒を請求してください。

請求する場合は必ず投票しようとする旅行又は滞在地を申立ててください。

この請求により村の選挙では投票用紙と投票用封筒及び不在者投票証明書(別の封筒に入っている。これは開くことができません)を直接又は郵便により交付いたしますからこれを投票しようとする旅行又は滞在中の市町村の選挙に持参して指定の記載所で記載して投票してください。

三、入院中の指定病院などで不在者投票をする場合

病院長等に投票用紙等の請求を依頼してください。

依頼を受けた病院長等から村の選挙に請求がありますと投票用紙と投票用封筒を送付いたしますので入院中の方には病院長等の指示により不在者投票をすることができます。

不在者投票の できる期間

6月14日(公示の日)から
7月6日(投票日の前日)

議会だより

四月十七日に行なわれた村議会の臨時会において次の議案が可決されました。

一、昭和四十八年度一般会計補正予算(第五号)の専決処分について承認を求める件

これは幼稚園施設債として、国から借入れが決っていた二千二百八十万円の金利が八%から八・七%に引上げられたことによるものです。

二、村税条例の一部を改正する条例

この改正条例により昭和四十九年度に課税される村税から適用になり、主な改正点につきましては下記をごらんください。

三、課設置条例の一部を改正する条例

これは、村長部局に新たに同和対策室を設置し、「同和对策審議会答申」および「同和对策事業特別措置法」に基づいた各種の諸事業を「同和对策室」が中心となって、速かに実行に移す働きかけを進めていくため、設置いたしました。

水道特別委員会を新たに設置

江南村の発展と住民の生活水準

の向上によって、将来の水資源確保は急務の時期に当面してまいりました。村議会では、このことの認識の上に立って住民の代表者として深く突き込んだ検討を加えるため、地方自治法第百十条に基づき特別委員会を設置いたしました。委員会は、つぎの十三名の議員によって構成されています。

(敬称略)

- 委員長 杉田 弥平
- 副委員長 持田 良作
- 委員 新井 政男・松本 芳治
- 馬場 一衛・関口 久平
- 笠原 広治・新井 茂治
- 富田 宗平・馬場 茂雄
- 坂田 豊一・長谷川稚喜
- 新井善次郎

地方税法の

一部改正点

今年も地方税法の一部改正が行なわれ、これにともなうて村の条例が改正になりました。

その主なものは、次のとおりであります。

一、住民税

諸控除の引上げがありました。

区分	金額	前年比
基礎控除	十八万円	二万円増
配偶者控除	十八万円	三万円増
扶養控除	十四万円	二万円増

障害者、老年者、寡婦、勤労学生

控除 十三万円 一万円増
右、障害者等の非課税限度額は 五十万円 七万円増

二、固定資産税

小規模住宅用地の固定資産税の課税の軽減合理化の特例が創設され、次のように改正になります。

(1)住宅用地については二百平方メートル以下(小規模住宅用地)と二百平方メートルを超える住宅用地に区分され、小規模住宅用地の場合には昭和四十九年度の評価額の四分の一が課税の対象になり、税額は軽減されます。

二百平方メートルを超える用地については今ままでおり課税標準額に負担調整した額で計算されます。(2)個人が所有する非住宅用地の評価額に基づいて課税を行なう。ただし、額の激変緩和措置を計る。

(3)法人所有の非住宅用地 評価額に基づき課税を行なうが昭和四十九年度に限り、次のような激変緩和措置があります。「昭和四十八年度の固定資産税の課税標準額」と「評価額」との「差額の三分の一の額」を「評価額」から減額して課税の対象にいたします。

三、法人村民税の税率の引き上げ 昭和四十九年五月一日以降に終了する事業年度分から、百分の九・一パーセントが百分の十二・一

パーセントになります。



*季節の話題

夏まけを防ごう

中旬を過ぎると、暑さもいよいよ本物です。とくに高温多湿のこのごろは、からだにこたえます。からだにだるいと食欲もおとろえ、お茶づけや、冷むぎなどつとりと入るものばかりとりがちですが、これではこの暑さは乗り切れません。

夏の食事に油っこいものはどうも敬遠されがちですが、暑さにまけないからだをつくるのには何といても油料理が一番よいようです。

夏まけを防ぐには、毎日の食事に気をつけ、牛乳やバター、チーズ、野菜など大いにとることをおすすめいたします。

それに夏は日が長いので、日のあるかぎり働きつづけてしましますが、どうかむりをしないようにしてください。

※役場職員異動

(五月一日付)

- 総務課 議会事務局長兼課長補佐 高橋正(教育委員会) 松本重子(住民課) 高田栄子(新採)
- 企画課長小林実(住民課) 大島栄(住民課) 岡部のお子(新採)
- 住民課長駒井芳治(建設課) 吉野博孝(新採) 須永哲夫(新採)
- 税務課 森道子(産業課)
- 産業課長福田征芳(土地改良課) 専門員兼農委事務局局長篠崎勝次(同課長) 増田栄子(税務課)
- 土地改良課長岡部清(総務課) 会 宇治川栄一(水道課) 水野喜代子(新採)
- 建設課長井上清(企画課)
- 水道課 野口考一(新採)
- 同和对策室長富岡賢久(住民課) 吉田久雄(総務課)
- 教育委員会 永田三千里(土地改良課)
- 保育所長岡部正次(新採) 寺山重雄(住民課)

役職員交替

- ◎区長 (カッコ内前任者) 須賀広吉田常次(野部金一郎) 試験場田ヶ谷清太郎(諸貫時雄)

6月の納税

村県民税第1期分 国民健康保険税 第2期分 〔納期7月1日〕

◆期限内完納に御協力を◆



税金はみんなの ためにつかわれる

昭和四十九年度の国の一般会計予算は、十七兆九千九百四億円で、このうち、八十%は私たちの納めた税金でまかなわれます。

税金は、国のいろいろな仕事を通じて、私たちの生活をより豊かなものにするために使われています。

これを税金一〇〇〇円あたりの使用みちでみますと、昭和四十九年度予算では次のようになります。

○国民の健康や生活を
守るために 二〇〇三円
○住宅や道路などの
整備に 一六六円
○教育と科学技術の

振興に 一一五円

○国土の防衛のために 六四四円

○地方財政の援助に 二〇〇〇円

○国債の償還や
利子の支払に 五〇〇円

○その他いろいろの国の
施策に 二〇〇二円

印紙税が変りました

ことしの五月から、印紙税の税額が変りました。

そのおもな改正点は次のとおりです。

金銭や有価証券の受取書

①五〇万円を超える売上代金の受取書については、その受取金額に応じて印紙税がかかることになりました。(いままでは、受取金額に関係なく、一通につき二〇〇円)

②売上代金の受取書で受取り金額が五〇万円以下のものおよび売上代金以外の受取書は、五〇〇円の印紙税がかかります。

なお、営業に関係のない受取書には、従来と同じように印紙税はかかりません。

③受取り書の免税点が、三万円未満に引き上げられました。(いままでは、一万円未満)

なお、「売上代金」とは、資産を譲渡したときの対価、資産を使用させることによる対価、および役務を提供することによる対価をいいます。

不動産売買契約書

請負契約書

手形などのように、従来から記載金額に応じて、印紙税がかかっていた文書のうち、高額な記載金額のものについて印紙税額が上がりました。

預貯金証書 委任状 物品売買契約書などは、印紙税額が五〇円になりました。(従来は一律二〇〇円)

また、請負契約書・手形・物品切手・株券などの最低税額は五〇円になりました。(従来は二〇〇円)

◎印紙税の簡易な納付方法の一つとして、税務署長の承認を受けて申告納付する方法(書式表示)があります。従来の株券や商品券などのほか、手形・信用状・債務保証契約書についても、この納付方法を利用できるようになりました。

◎印紙税納付計器による納付印は設置者が作成した文書だけではなく、税務署長の承認を受けた場合は、取引の相手方が作成したもので、設置者が受取る文書についても、押すことができるようになりました。

※印紙税のかかる文書は、数多くありますので、ご不明の点は熊谷税務署におたずねください。



建物を建てるときは

一、建築確認申請

みなさんが家を新築、増築、改築しようとする場合は、その工事をする部分の床面積の合計が、十平方メートル(三坪)以上の建築については、その工事に着手する前に必ず建築確認申請書を提出し許可を受けてください。

無届けの場合は「建築基準法」

によつて罰せられ、又、電気、水道等も申し込みできません。

二、敷地と道路との関係

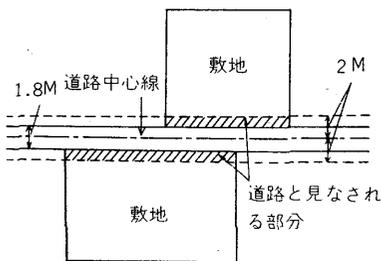
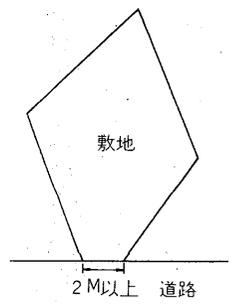
建物の敷地は原則として幅員(道路の幅)四m以上の道路に接していない必要があります。したがつて道路に接していない敷地や、かりに道路に接していてもその接する長さが二mに足りない敷地は

建物を建築できません。

三、後退線

道路の幅員が一・八m以上四m未満のときは、道路の中心から水平に二mの線まで敷地にくいこんで道路とみなされ、この部分については建物はもちろん門・塀・さく・土留・植木類などすべて設けることができず、尚、現在設けてあるものについては建築確認申請書を提出と同時に後退線まで後退しなければなりません。

※くわしいことは役場建設課におたずねください。



二級障害者にも
障害福祉年金が

国民年金の障害福祉年金は、拠出年金が発足した昭和三十六年四月当時、すでに障害者であったとき、または、二十歳になる前の病气やケガがもとで障害者になったときなどに支給されます。

ところで、この障害福祉年金は、いままで一級障害者に限り支給されていましたが、本年四月からは比較的程度が軽い二級障害者にも支給されることになりました。

支給される額は
六万円(月額五千円)です。

現在、二十歳から六十九歳までの人で、以前から二級障害に該当していた人も、厚生年金など、他の年金を受けていなければ支給を受けることができます。

なお、二級障害の程度とは、おおもねつぎのとおりです。

一、両眼がかすかに見える。
二、耳もとで話すと、どうやらきこえる。

三、歯で食物などをかみくたくとができなくて、流動食のほかに食べることができない。

四、声を出すことがほとんどできなくて、自分の意志をつたえるのに身ぶりや書いてする。

五、片足の機能に著しい障害があるもの等。

六、内部疾患で安静度表の三度・四度程度のもの。

七、精神障害で日常生活に家人の手助けを必要とする。

老人医療受給者証の
書きかえ

現在使用していたいており、まず受給者証の有効期間が六月三十日までですので、六月中に各役員さんを通じて、受給者証の回収を行いますから、その節はよろしく御協力くださいますようお願いいたします。

五月分から請求書の
提出は不要

国民健康保険に加入していたいており、まずお年寄の方は、いままでですとお医者さんに診察していただくのに、老人医療費請求書を提出しなければなりませんでしたが、この五月からはその必要がなくなり、受給者証と国民健康保険証だけでお医者さんにかかれま

す。
※くわしくは住民課へどうぞ。

四月号でお知らせいたしましたのが、江南保育所は、役場の北の小さい所に、北幼稚園と並んで立派な建物ができ、四月八日に二十三名の児童を迎えて開所いたしました。

その後も入所児がづき、現在三十三名となりました。

保育所バスが購入されて、かわいいパンダのマークをつけて送り迎えをしております。

迎えるバスは、八時に役場を出発して、九時十五分頃保育所に到着いたします。

帰りのバスは、三時三十分保育所を出発いたしますが、土曜日は、十時三十分に出発いたします。

今では、四月に入ったこともを中心に、保育所生活に慣れ、かわいい声をはりあげて歌ったり、粘土をいじくをしたり、家庭ではあまり絵をかかなかつた子どもでもクレヨンや白墨で自由にのびのびとすじをひっぱり、絵らしい絵もみられるようになりました。

お天気の良い日は、散歩にでることもありますが、野の花をつんだり、えびがにをとったりしてとてもたのしそうです。

遊び室には、ボール遊び、プロック遊び、スケートカー遊びなどいろいろの遊具があるので、次から次へ遊びをかえながら、遊びの中にもきまりを守ることを学んでおります。

近いうち、庭の整備ができますので、ブランコ・滑り台・ジャングルジム・シーソーなど備えつけますから外遊びが一層たのしくなります。

はじめは、お友達との遊び方もわからず、一人ぼっちの子もいましたが、一週間位でなかく遊ぶ

の 保 育 所
の 開 設

おもしろさがわかったのか誰もみんな元気いっぱいです。

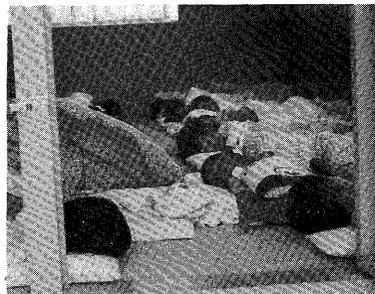
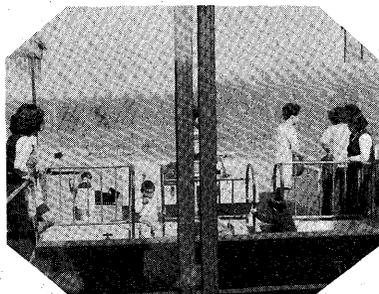
食事やおやつ、それにお手洗いなどできるだけ、しつづけに気を配っております。

小さいお子さんをお持ちのお母さん方、どうか暇をみて保育所におでかけいただき、かわいいことも達の活気あふれる遊びやニコニコしながらおやつをみんなで一緒にたべる様子をごらんください。

保育所では、一人でも多くのこ

どもさんに入っていたくようお待ちしております。

※くわしくは、住民課又は保育所へお問い合わせください。



(元気に遊ぶ子どもたち) 右
(おひるねの時間でーす) 左



浅間山

江南南小四の一

のぐち よしのり

ぼくは浅間山はどんな山かふしぎに思った。
 ぼくはゆめで思った。そしたらこういう山だった。大きい山だった。
 そして、学校にきてバスにのつてでかけた。
 とちゆうに、こんなものもあった。
 「高崎のかんのんさま」スモッグ工場があった。
 そして、ドライブインでひとやすみして、またでかけた。



そして、やっとなつた。浅間山をみたら、ぼくのそうぞうとまったくちがう。
 あの「うつくしき」あの「みどり」ぼくは浅間山をみただけでびっくりした。

大きなたてものにはいつてみると、もけいの雲・もけいの山、そういうものがあつた。
 そして、おくじようでおやつをとべた。

いしりのいつばいあるところに道が一つあつたところで、ごはんをたべてバスにのつてきました。
 バスの中でも、わすれないきょうのこと、とつてもたのしかったえんそく。

少年自然の家の思いで

江南南小五の二

野口 文代

「つかれたようーつかれたよー」というみんなの声、いまでも思い出すみんなの顔、けれどもその顔はうれしさにみちていた。

また、本かんは自然の家の名にふさわしいかんろくがそなえつけられている。
 本かんを見まもるようにつながらている。
 高い山々、すばらしく美しいけ

しきだった。

こんなすばらしいところで一日二日をすごせるとは小学校のよき思い出になるだろうと思う。

この二日間の中で、思い出になるだろうと思うものは、次の三つです。

第一に、この美しくすばらしいけしき。

第二に、プラネタリウムのこと。

このプラネタリウムはまったくすばらしかった。

大ぐまぎ・小ぐまぎ、または、ししぎやうしかいぎやおとめぎ、どれもみな自然の家の先生のおもしろい説明でよくわかった。

耳もとで、ささやく友だちの声がかきこえる。

「やねがないみたいね。ほんとうにまつくらで、やねがないみたいだ。

私は、よくせつびがとどのつていてすばらしいなあとおもった。

第三に、オリエンテーリングのこと。これも私の思い出の一つです。

出発の時は、「一ばんがとれねばね」とか、「むずかしいね、ぜんぜんみつからないよ」などと、にぎやかな声がきこえてくる。

しかし、時間がたつにつれて元気がない声がきこえてくる。

私は、心の中で思います。「こんな広い、きたこともない山で、まいの地図めあてでどうにさがしだすんだらう。」

もし、本かんへの帰り道がわからなくなつたりしたらどうなるんだらう。

それにしても、こんなにつかれたこととはじめてだなーと思ひました。

また、私は一ばんになれなくて

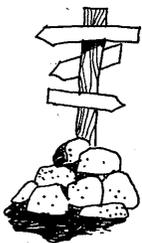
もしいから、家に帰つてじまんできると思ひ出にしようと思ひました。

でも、そんな思ひもつかの間、私たちは時間におくられてしつぱくになつてしまいました。

けれども、みんな協力して、みんなの心が同じではじめてみつかるのではないでしょうか。

でも、私たちの班は、心があつちこつちと広がって一つにまとまつていなかつたんだとおもひました。

そのうちによび出しの放送があり、本かんへ帰つて昼食をし、に



もつをまとめました。

そして、本かんを見上げながらすごすごと帰つていきました。

また、みんな来るときの元気な顔とちがつて、さびしげなかんじがあらわれていました。

わたしのこの時の気持は、「もう家へ帰るのか。楽しい日は速くすぎるものだなー。でも、また来られる日が来ることを楽しみにまつていよう」と思つたことです。

私たちは、これから小川少年自然の家をはなれ、江南村へ帰りま

した。

この二日間はとても楽しい日でした。

また、もういちどきたいきもちでいつばいです。

江南村の

事故発生状況

この一月から四月末までの間に村内で発生した交通事故は二十一件です。

このうち、死者 一人
 負傷者 十三人
 となつております。

暑くなるにつれ気持もゆるみがちです。これからも、おたがいに気をつけ合ひましょう。

まとめ辞典 むし歯の予防

戦前、結核・トラホーム・むし歯が学校の三大病でした。

しかし、結核・トラホームは、予防対策と生活環境の向上のおかげで非常に少なくなりました。

それなのに、むし歯だけがいまだに、猛威を振っているのはなぜでしょうか。

◎予防の三原則

- 一、丈夫な歯をつくること
 - 二、歯をきれいにすること
 - 三、むし歯の早期発見・早期治療
- 二と三は、どなたでも気を付けていただいておりますが、一についてはどうでしょうか。

◎丈夫な歯をつくるには

歯には一つの特性があります。皮膚や骨・筋肉は、生れてからの栄養や鍛練で強くなりますが、歯は、いったんはえてしまうとその質を良くするのはたいへんむずかしいのです。

ですから、はえる前のことを考えなければなりません。



その時期は、乳歯では妊娠四月から出産まで。永久歯では、離乳期から六歳までです。

この時期のバランスのとれた栄養が良質の歯をつくります。

どうでしょうか。最近の食生活をみると、酸性食品といって、白米・白砂糖・菓子・肉・魚・卵などがふえて、アルカリ性食品、野菜・牛乳・海苔、特に小魚などをじゅうぶんにとっているといえるでしょうか。

ことに最近では、加工食品がふえて、自然のミネラルとビタミン類がうしなわれ、弱アルカリ性であるべき血液が、酸性にかたむいてしまうおそれがあります。

酸性食品も必要ですが、アルカリ性食品とのバランスを考えることが大切です。

妊娠中は、酸性食品にかたよりますと、胎児の歯や骨をつくるカルシウムの不足をひきおこし歯の弱い子供が生まれる事になります。

最近、幼児のむし歯が激増している原因はここにあるのではないのでしょうか。

心筋硬塞とは

心臓自身を養っている血管が突然つまって、それから先の心臓の筋肉が急に死んでしまうものです。

その範囲が広いと心臓は十分に血液を送り出すことが出来ず、急に血圧が下がってショックを起したり、心不全を起したりして、急に心臓がとまり死亡するといったことの起る危険な病気です。

胸が苦しかったり、痛みがあったりするような時は、肋間神経痛だろうなどと考えたりしないで早く医師の診断を受けるようにして下さい。



お知らせコーナー

児童手当

受給者の方に

児童手当の受給者は、児童手当現況届のほか、受給資格の変動や住所の変更のあった場合など、いろいろな届出が必要な場合がありますので、それらの届出の種類をかがげますから参考にしてください。

一、現況届

これは毎年一回、すべての受給者の方に出していただきます。受給者の方は、六月一日から六

月三十日までの間に、児童手当現況届を役場住民課へ出していただきます。

この届出は、受給者の前年の所得および養育の状況について、毎年六月一日現在で確認するためのものですので、必ず届けを出してください。

二、その他の届出

つぎのいずれかにあてはまるようなことがありましたら、すぐにそれぞれの届出書や請求書を役場住民課に出してください。

○受給者の方が村内で住所が変わったとき(転居)は、住民変更届

○受給者の方が他市町村に住所が変わった時(転出)は、児童手当

受給事由消滅届

○受給者の方が公務員または公共企業体の職員になった時は、児童手当受給事由消滅届

○児童手当の額が増額されるようになるときは、児童手当額改定

請求書(赤ちゃんが生まれた時など)

○児童手当の額が減額されるようになるときは、児童手当改定届(児童が十八歳以上になったときなど)

○児童手当の支給が終るときは児童手当受給事由消滅届

○以上の届出のほかに、受給者の方の氏名がかわったときや児童の住所や氏名がかわったときは、そのつど届出いただくことになっております。

※児童手当について、くわしくは役場住民課へお問い合わせください。

消費生活

一日教室へどうぞ

県では、みなさんにより賢い消費者になつていただくために、次のとおり一日教室を開きます。

どなたでも参加できますから、

熊谷消費生活センター(鎌倉町、鎌倉ビル二階)へおいでください。

7月2日(火) 下着の商品研究会

午後一時三十分から三時三十分

若さと美容のための体操

7月9日(火)

午後一時三十分から三時三十分

め

まで

